

滿洲國熱河建平縣發見の古銀銅面

島田貞彦

—

京都帝國大學文學部の考古學陳列室の藏品中に薄い銅及び銀の板で打出した假面が四枚ある。大正十二年山中商會の支那古美術展覽會に出品せられ其後、同大學の手に歸したものであつて、當初「秦銅面」と稱せられてゐたものである。これに就いて同展覽會の出品物を編纂した大村西庵氏は『獲古圖録』中に該銅面を輯録して説明するに

「第四十四假面 四枚あり、第一は銅鑲、其二は銀鑲を槌して之を作り、銀の二面は全からず、鍍鑲の假面は未だ會て金石の著録に見えずと雖も、北陲蒙古の境に於いて、葬る時屍の面を掩ふに用るし物なりと云ふ。今後更に類品の出土あらば其時代等の考證を得ること

あるべし云々。」

とし、該遺品の出土が支那北疆地域であること、送葬に際し遺骸の面上を掩ふたものであると云ふ新らしい資料を提供せられたものである。

次で濱田教授は此の四個の形制とそれに附隨して假面の細密な考古土俗學的研究を試みられ「古銀銅面考」(史林 第十卷第一號『東亞考古學研究』叢録)と題して論考せられ頗る興味ある資料として關心を拂はるゝに至つてゐるものである。

二

此種の類品の知らるゝものは今ま述べた京都帝國大學の保藏する四個の外(第一圖)、濱田教授論述中に指摘せらるゝ英國のデル・ドラゴー氏藏品の銅鑲一個である。

爾來十餘年を経過し其間類品の存在を聞くことがなかつたが、偶々滿洲の地に於て湯玉麟の逆産品中に銀鑊一個あるを聞くに及び、曩に大村西崖氏の指摘せる出土地の北疆地域なるの益々依據さるべきものであるを覺えた。

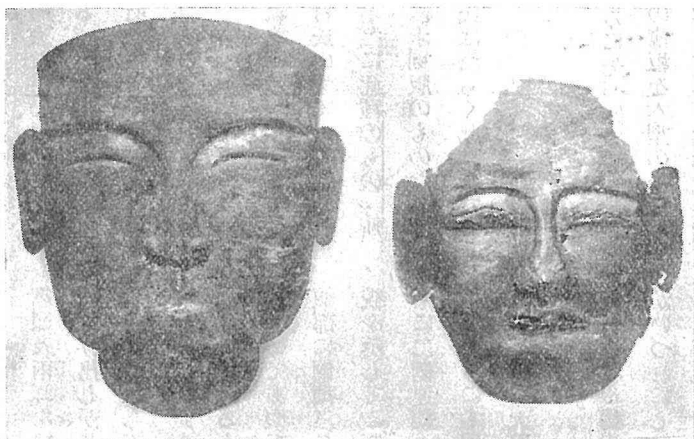
然るに今又た題記の地點出土のものを聞くに至つたことは此種の假面に對する關心を一層高めるものと云へる。今次出土のものは錦縣に在住する井深俊雄氏が近く入手し、在大連の八木装三郎氏に報告せしものであつて、其の聞書を八木氏より親しく聽くに及び同氏を煩はし遺物の借覽を希望したる處、目ならずして所藏者は遺品を帶して來旅し、且つ遺物は暫定的

に保管することゝなつた。八木並に井深氏の厚意を深謝

すると共に本遺品の紹介を承了せられたることをあはせて感謝するものである。

三

第一圖 銅面・銀面 (東京帝國大學藏)



今次發見せられたる古銀銅面は二例であり、一は銀製であり、他は銅製である。而してこの假面と共に伴出したる銅網製の足部一個と掌部二個の發見は從來その類例を知らないものであつて、本例を以て嚆矢とすべく、葬禮に際する特殊の服飾を推究する上に多大の興味を惹くべき新資料と云へる。

扱て此等の遺物を發見したる狀況に就いては知ることが出来ない。所藏者は熱河省錦縣に居住し、同氏の好古癖を知る一支那人によつて購求せられたものであつ

て元より盜掘に基くものであるから該古墳の所在が熱河省建平縣の如何なる地點にあるか、將又た墳墓の構築等に就いて一切を明かにすることが出来ないのは當然なごと、は云ひながら遺憾なことである。たゞ近き將來に於て此地方に於ける考古學的調査の行はるゝを期待するものであつて、本遺物の紹介が多少とも其の促進に貢献するを得ば望外の幸である。

從來出土の此種の假面が支那北疆地域であることに多少とも限定する區域を明かにし大村氏の考證の妥當なことに敬服するものである。『朝陽縣志』に此種のものゝ所載あるやに聞き及べども、該縣志は未刻版のものなれば其の存否の如何を知り難い。大村氏は恐らく此種の資料に基きて所言せられたものであらうか。

四

次に個々の形制に就いて記述するに先づ銅鑿（第二圖²）を見るに長七寸一分、厚二厘弱の薄板を木型の上で槌起した打出し浮彫の手法であることは、曩の諸例と同様である。本例は表裏共に甚しい縁鏤を呈してゐるが、表

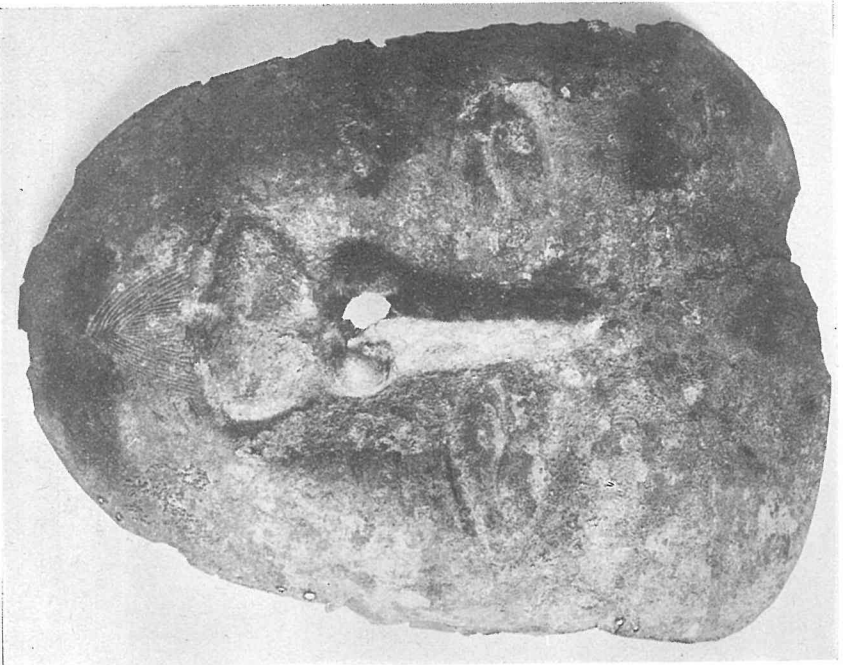
面には鍍金を施し金色を輝かしてゐる。これによつて銅製は金銅を本旨とすることが判る。周縁部の若干部分と鼻頭及兩耳を缺損してゐるが顔貌は完形である。顔面細部の浮出しが甚だ不明瞭であり、眉は單に細線を刻して眉毛を現はしてゐるに過ぎない。眼窩を大きく採りこれに爬蟲狀の眼を引き睫毛を細刻してゐることによつて眼を閉ぢてゐるものとされる。口は僅かに上下唇を識別するものであつて、甚しく部厚い感を與へる。口に接せる頤部に倒頂三角狀の所謂天神鬚を生じてゐる。男子の風貌を示してゐるものであることに間違ひない。周縁の左右に二個連続する三對の小孔が穿たれてゐる。

要するに本例は顔貌を具備するも一見甚だ不明瞭であり京都帝國大學保藏の規矩的なものに比し頗る拙劣なものであると云へる。或は前者の女性を示すものなるに比し男性なる爲めに表現の困難なる點もないではなからうがいづれにしても製作年代の下降的なものであることを推究せしめる。されど本例及び次に記述する銀鑿によつて此種假面には明かに男性を識別するものであつて、京

1 銀製假面



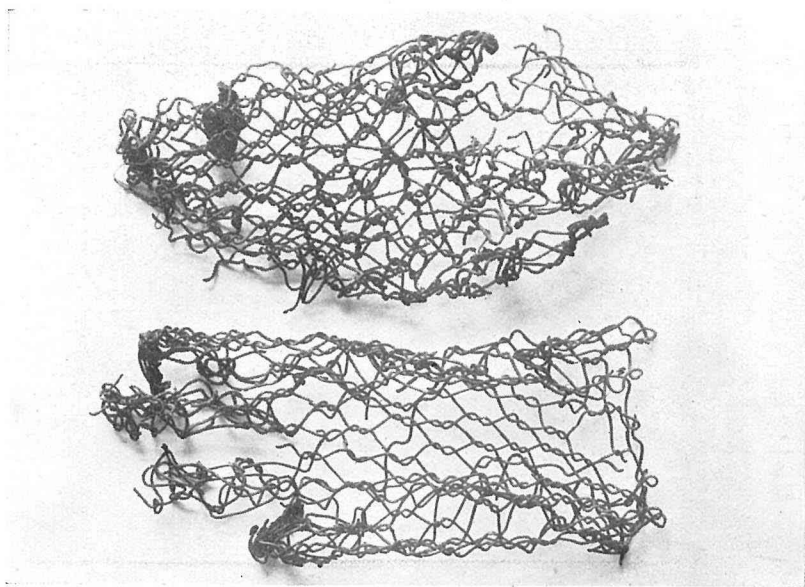
2 金銅假面



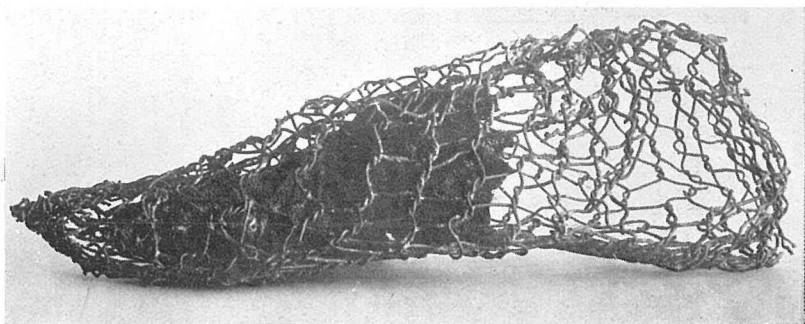
(滿洲國錦縣 井深俊雄氏藏)

第二圖

熱河建平縣出土槌起假面二種



1



2

都帝國大學所藏の四葉孰れも女子なることを推斷せしめるものである。

次に銀籬(第二圖)の一例に就いて見るに額上部の若干を缺失してゐる外は兩耳を副へ完全し、現存部長六寸五分をなす。眉と鼻とは連續し、眉には著明な刻線を施し鼻孔を穿つてゐる。眼は裂孔してゐるが、特に圓く細かいことが著しく特色づけてゐる。而して率直に受けるこの面貌の表現は寧ろ彼のミケーネ古墳發見の黄金假面のそれに近い感がする。口は裂孔あれど殆んど形式的なものであるが鼻唇溝は深く現されてゐる。上唇部に副ふて細線を刻してゐるが或は口髭を再現するものとも思はれる。鼻側から頬に至る八字狀の溝線を示し、頤部には簡略された天神鬚の外に頤鬚を密生せしめてゐる。周縁の耳から頬に互つて三個及朶端に一個づゝの鼻孔を穿つてゐる。

本例は明かに男子を示すものであることは云ふまでもないが技巧に於ては前者の銅籬に比し稍々寫實的な趣致を與へ面貌に特異性を發揮せしめてゐるものである。さ

れど其の製作に於ては前者と類肖する手法あつて同一年代の墳墓出土のものとして見て差支へない。

五

扱て銅製の足網及手網に就いて記さんに足網(第三圖2)は長七寸五分を有し、先端は尖りて稍々上向し、底部直平でなく内側を著しく彎曲せしめてゐる。履沓としての形式よりも寧ろ足脚に適應する形態を探つてゐるのである。網は青鏽となつてゐるが銅製の徑三厘内外のものを以て編み上げたものである。

足網の内部には元と足部を覆ふてあつた布片のみを若干残してゐる。この布片は麻布であつて、幾枚にも巻かれてゐることが判る。

次に手網は二個ある(第三圖1)兩者とも長六寸内外でありしかも孰れも右手に屬する。手法は前者と同様である。

以上は本地出土の足網及び手網であるがこの特異なる遺物は遺骸のそれらに嵌めてあつたものであることは形狀から類推することが出来る。また足網の一部分に遺

骸の足脚に順應する布片を遺してゐることによつても證明せられる。又た此等の遺物を發見した墳墓が個人墓ではなく家族墓の形式であらうことも葬の假面の二例といひ手網の同掌なることによつても判明される。而して斯の如き銅網手足を遺骸に附隨せしめたるの考古學的事例は未だ嘗つて聞かない處であり、且又た文獻にも寡聞ながら散見する所がない様である。

然るに茲に興味あることは最近かの遼代帝陵から發見せられた契丹墓碑を集録して刊行せられた『遼陵石刻集録』下に所載せられてゐる劉振鷺氏の「遼永慶陵被掘記略」(藝林月刊、第三十二册)の文中に「其中遺骸男女都有男骸衣甲及袍服殆皆殉葬者歟此諸骸骨有委於地面者有陳於石床者更用銅絲罩護其全體者石床上每一骸骨頭上石壁之間皆各懸字則未得見蓋民國三年之間掘並未昇出契丹文誌石也」云々とある。銅絲を以て遺骸を纏ふてあつたと云ふこと、これを以て直ちに誤らない考古學的事實なりと斷ずることは出来なからうが、文中にある銅絲云々は注目すべき事項であつて、即ち本遺物の如きものを指せ

るものであらうと推究せられる。本例によつて遺骸の手足に銅絲せることはこの實例によつて知り得るも、それが果して全體を包藏するものゝ部分的なものなるか、或は本例の如く個々の手足にのみ適用せられたものかを今まにわかに斷斷し難い。而して斯様な金網を以て遺骸を包む風習は恐らく漢族の習慣でないことは容易に推測し得るものであつて、旁々伴出する假面の習風も亦た漢族的範圍ではなからうと推すことが出来る。

由來、漢族の葬送を示現する北鮮及南滿の漢代墳墓に於ける遺骸に於て此種の假面及び銅網の伴出を全然聞かないことは益々この感を深からしめるものである。

たゞ茲に一例さるゝものは關東廳博物館に所藏する滿洲國吉林省高麗城址附近の墳墓發見と稱する鍍金せる長約六寸の銅製假面がある。鑄銅製であり厚七八分の重厚なものであり、頭頂に一個と耳朶に一個宛の小孔と裏面の中央に環を有してゐる。面貌に一種特異を帯びて居り興味あるものである。

この銅面は果して假面的のものとして承認すべきか否かは斷じ難いが暫らく記して参考に資することにする。

(第四圖)

他方、漢族文

化の影響に俟つて其の葬風を今日に如實に遺存する最古の遺骸として關東廳博物館に收藏する十體の唐代高昌國人に就いて見るに顔貌には麻、絹乃至錦を以て覆ふたもの



(藏館物博廳東關順旅) 面假銅金土出省林吉 圖四第

足首をまいてゐる、中には皮製乃至麻紐製の沓をはかせるものがある、手掌も亦布片を以て纏ふものと推される。

之を要するに

葬送に際し、遺體の面貌及手足等を特に布帛等を以て覆ひ又は纏ふ習風の遺存するもの、あることを知るののであるが、本地發見の如き銅網を被覆する習風の果して那邊の影

が通例となつてゐる。就中第九號女性遺骸のものはサ、ニアン式文様の裂地をもつてされてゐる。次に足部を點檢するに、これ亦た多くは麻乃至絹を以て包み紐を以て

響に基くものであるかは容易に窺知し難い。今日に於いてはたゞ斯の如き習風は恐らく北方民族の葬風として認めべきものではなからうかと推測するより外はない。

而して斯様な葬風が遼代契丹民族系に造習されてゐることは従來出土の假面の地域を想倒して一層興趣を覺えるものであつて、其の年代觀に至要な示唆を與へるものであらう。

六

濱田教授は世界諸民族の間に行はれた假面の使用に關する事例並に假面著用の習俗に就いて周密な考證を擧げられ、最後に其の製作の年代觀に就いては或は支那土偶との古拙さの親縁を強調するならば漢代又は秦とするに若干の所縁を見出されようも、要するに精確を期しがたい様式の遺物であるとし、年代觀の如何よりも寧ろ北方民族系との所産たるを高調せられてゐる。この事は本地發見例に徴して益々其妥當なるを覺えるのである。

京都大學所藏の假面と本地例のそれとを比するに技術的に於ては甚しく拙劣なるものであるが、其の手法的・工作並に質料等に於ては殆んど時代的の差異を認めがたい。彼れに偶々漢代土偶の古拙なる面貌の類肖を認めしめるものがありとすれば、之れには異種族的の風貌を暗

示するものありとされよう。されどこの一見異なる面貌を呈する最大理由は前にも記述した様に前者は特に女性を表現する爲め自から規矩的な古拙手法に出で、たまた漢式土偶の面貌に相似する印象を與へるものであり、後者は男性の表徴として特異を呈するものでなからうか。

扨て今次發見せられたる銅面により墳墓内に於ける遺骸の面上を覆ひたる假面と此等の假面には男女兩性をそれ／＼區別するものゝあること、並びに表徴に頗る變差あるを知ると共に出土地域に限定するものを加へ、更に銅網遺物の新事例に接したることである。たゞ所作年代に於いて容易に推斷を許さざるものであるが遼代に其の下限を置くべきものでなからうかと考へる。試みに記して後考を待つこととする。

附記―貴志彌三郎氏に據ると北平に一個あり、完全なる金銅製假面に屬すると云ふ。

(昭和九・七・廿五日 關東廳博物館研究室にて記す)